

令和4年4月25日

第3学年「保護者等」の皆様

兵庫県立吉川高等学校  
校長 藤本 哲也

### 在学中に成年年齢に達した生徒の教育活動へのご協力について

春暖の候、皆様にはますますご清祥のこととお喜び申し上げます

平素より、本校の教育活動にご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。

さて、令和4年4月1日に施行された民法の一部を改正する法律により、成年年齢が18歳に引き下げられ、第3学年の生徒の大半が在学中に成年年齢に達することとなりました。成年になることで、単独で有効な契約を行うことができ、また、親権に服することがなくなるため、その父母等は子の監護及び教育の権利並びに義務を有さなくなります。

しかしながら、成年年齢に達したとしても、お子様はまだまだ成長の過程にあり、社会的自立に対して支援が必要であることに変わりはありません。「保護者等」の皆様におかれましては、成年年齢に達した後も引き続き、お子様へのご支援とご指導をお願いいたします。

つきましては、お子様が成年年齢に達した後の在学中の手続き等について、県立学校として下記のとおり取り扱いますので、ご確認の上、ご協力のほどよろしくをお願いいたします。

### 記

#### 1 「保護者等」の表記について

生徒が在学中に成年年齢に達した場合、保護者であった者を「保護者に準ずる者」とし、保護者及び「保護者に準ずる者」を合わせて「保護者等」とします。「保護者に準ずる者」には、保護者と同様の責任を負っていただくこととなります。

#### 2 退学・転学等に係る手続きについて

在学中に成年年齢に達した生徒の退学・転学・留学・休学に係る手続きを行う際には、「保護者等」の連署は不要ですが、事前に、学校及び「保護者等」との間で話し合いの場を設けるなど、「保護者等」の理解が必要であることに変わりはありません。

#### 3 授業料その他の費用の負担や就学支援制度等の手続きについて

成年年齢に達した生徒が、引き続き「保護者等」の収入により生計を維持している場合は、授業料その他の費用の負担や、高等学校等就学支援金等の手続きに当たって、これまでの保護者と同様の取扱いとなります。

#### 4 生徒指導・進路指導について

生徒が成年年齢に達しているか否かにかかわらず、引き続き「保護者等」との連携の下で生徒指導及び進路指導を行うことが重要です。「保護者に準ずる者」に保護者と同様の対応をお願いします。